

**改正**

平成8年6月24日条例第24号  
平成10年12月16日条例第41号  
平成11年3月26日条例第6号  
平成13年3月29日条例第16号  
平成13年9月11日条例第34号  
平成14年3月28日条例第21号  
平成14年6月21日条例第32号  
平成15年9月12日条例第39号  
平成15年12月10日条例第45号  
平成17年3月30日条例第39号  
平成17年9月30日条例第134号  
平成18年12月20日条例第58号  
平成19年12月25日条例第48号  
平成20年12月17日条例第53号  
平成25年12月24日条例第75号  
平成26年10月3日条例第42号  
平成28年3月30日条例第21号  
平成30年12月25日条例第58号  
令和元年12月26日条例第34号  
令和3年12月28日条例第45号  
令和5年3月31日条例第12号  
令和5年12月27日条例第41号  
令和6年12月19日条例第44号

奈良市地域ふれあい会館条例

(目的及び設置)

**第1条** すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市済美地域ふれあい会館	奈良市南京終町201番地の12
奈良市柳生地域ふれあい会館	奈良市丹生町847番地
奈良市とみの里地域ふれあい会館	奈良市中山町西二丁目1,012番地の1
奈良市右京地域ふれあい会館	奈良市右京三丁目18番地
奈良市帯解地域ふれあい会館	奈良市田中町342番地の1
奈良市朱雀地域ふれあい会館	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市東市地域ふれあい会館	奈良市古市町99番地の1
奈良市左京地域ふれあい会館	奈良市左京五丁目4番地の1
奈良市青和地域ふれあい会館	奈良市百楽園四丁目1番20—5号
奈良市佐保川地域ふれあい会館	奈良市法蓮町391番地の4
奈良市辰市地域ふれあい会館	奈良市西九条町二丁目2番地の44
奈良市月瀬地域ふれあい会館	奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2
奈良市西大寺北地域ふれあい会館	奈良市西大寺東町一丁目1番15号
奈良市佐保台地域ふれあい会館	奈良市佐保台二丁目902番地の239
奈良市都跡地域ふれあい会館	奈良市四条大路五丁目2番45号
奈良市大安寺西地域ふれあい会館	奈良市四条大路南町1番22号
奈良市東里地域ふれあい会館	奈良市須川町776番地
奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町291番地の3
奈良市伏見地域ふれあい会館	奈良市菅原東一丁目21番21号
奈良市明治地域ふれあい会館	奈良市北永井町508番地の2
奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
奈良市帝塚山地域ふれあい会館	奈良市帝塚山南二丁目11番2号

(指定管理者)

**第2条の2** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 会館の利用に関すること。
- (2) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、会館を管理しなければならない。

(休館日及び開館時間)

**第2条の3** 会館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、会館内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定管理者は、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更するときは、その旨を周知しなければならない。

(利用の方法)

**第2条の4** 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(利用の制限)

**第3条** 次のいずれかに該当する者は、会館を利用することができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をするおそれがある者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) 施設又は附属設備を毀損し、汚損し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認められる者

(利用料金)

**第4条** 利用者は、会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

**第5条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

**第6条** 指定管理者は、規則で定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(委任)

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成8年6月24日条例第24号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成10年12月16日条例第41号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成11年3月26日条例第6号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成13年3月29日条例第16号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成13年9月11日条例第34号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成14年3月28日条例第21号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成14年6月21日条例第32号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則** (平成15年9月12日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の奈良市地域ふれあい会館条例第2条に規定する会館の管理については、

平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年12月10日条例第45号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則**（平成17年3月30日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例第2条に規定する奈良市月瀬地域ふれあい会館の管理については、平成18年3月31日までの間は、同条例第5条の規定にかかわらず、奈良市月瀬自治会に委託する。

**附 則**（平成17年9月30日条例第134号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年12月20日条例第58号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則**（平成19年12月25日条例第48号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月17日条例第53号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月24日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例第4条から第6条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる届出に係る利用について適用する。

**附 則**（平成26年10月3日条例第42号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成27年7月6日規則第65号で、同27年7月21日から施行）

**附 則**（平成28年3月30日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成28年3月31日規則第9号で、同28年4月1日から施行）

**附 則**（平成30年12月25日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（奈良市公民館条例の一部改正）

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和元年12月26日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（奈良市公民館条例の一部改正）

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和3年12月28日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（奈良市公民館条例の一部改正）

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（令和5年3月31日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表奈良市明治地域ふれあい会館の部に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（令和5年6月26日規則第42号で、同5年7月1日から施行）

**附 則**（令和5年12月27日条例第41号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年12月19日条例第44号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

区分	利用料金（1時間あたり）
	円

奈良市済美地域ふれあい会館	和室 1	250
	和室 2	300
	多目的ホール	200
	1階ロビー	200
	小会議室	170
	大会議室 A	530
	大会議室 B	530
奈良市柳生地域ふれあい会館	和室	210
	大会議室 A	900
	大会議室 B	450
奈良市とみの里地域ふれあい会館	和室 1	160
	和室 2	160
	カラオケルーム	220
	小会議室	200
	中会議室 A	390
	中会議室 B	380
	大会議室 A	820
	大会議室 B	650
	大会議室 C	660
奈良市右京地域ふれあい会館	調理室	200
	和室	110
	会議室 A	720
	会議室 B	330
	集会室	630
奈良市帯解地域ふれあい会館	和室 1	160
	和室 2	160
	小会議室	510
	大会議室	750
奈良市朱雀地域ふれあい会館	和室	200

	集会室 A	290
	集会室 B	350
奈良市東市地域ふれあい会館	応接室	100
	和室 1	100
	和室 2	140
	小会議室	500
	大会議室 A	340
	大会議室 B	400
奈良市左京地域ふれあい会館	和室	240
	小会議室	240
	大会議室 A	390
	大会議室 B	420
奈良市青和地域ふれあい会館	和室	300
	会議室	200
	集会室	670
奈良市佐保川地域ふれあい会館	和室 1	130
	和室 2	200
	小会議室	210
	大会議室 A	250
	大会議室 B	310
奈良市辰市地域ふれあい会館	和室	300
	小会議室	470
	大会議室 A	320
	大会議室 B	400
奈良市月瀬地域ふれあい会館	和室 1	250
	和室 2	250
	和室 3	310
奈良市西大寺北地域ふれあい会館	和室	310
	小会議室	520



	大会議室 A	380
	大会議室 B	400
奈良市佐保台地域ふれあい会館	和室	130
	洋室	130
	会議室	620
	多目的室	660
奈良市都跡地域ふれあい会館	調理室	210
	小会議室	210
	大会議室 A	450
	大会議室 B	640
奈良市大安寺西地域ふれあい会館	和室 1	200
	和室 2	200
	大会議室	630
奈良市東里地域ふれあい会館	和室 1	170
	和室 2	210
	会議室	190
	大会議室	650
奈良市佐保地域ふれあい会館	和室 1	200
	和室 2	200
	和室 3	460
	会議室 A	810
	会議室 B	560
奈良市伏見地域ふれあい会館	小会議室	180
	中会議室	550
	大会議室	950
奈良市明治地域ふれあい会館	和室 1	170
	和室 2	180
	会議室 A	660
	会議室 B	390

	会議室 C	480
奈良市二名地域ふれあい会館	大会議室	770
	会議室 A	300
	会議室 B	300
	会議室 C	300
奈良市帝塚山地域ふれあい会館	大会議室	1,120
	会議室 A	560
	会議室 B	560
備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		